

介護人材確保・定着事業委託業務 仕様書

1 業務名

介護人材確保・定着事業委託業務

2 事業の目的と概要

高齢化が進む中、介護サービスについては今後も需要の増加が見込まれるところであるが、これを支える介護人材の不足は全国的な問題となっている。札幌市の介護サービス事業所においても、慢性的な人手不足とともに、介護職員の就労後の離職率の高さも課題となっている。

このような状況を改善するため、介護サービス事業者向けの人材採用力向上を図るセミナーと参加者が習得した知識を実践する場としての採用支援事業、介護職のすそ野を広げることを目的とした市民向け啓発事業を開催し、事業者の介護人材確保に向けた支援を行う。

また、介護サービス事業者の労働環境向上や業務に役立つ知識等の研修を開催し、働きやすい職場づくり及び従業員の資質向上を促すことにより、介護職員の職場定着と離職防止を図る。

3 業務内容

(1) 介護事業者採用力向上オンラインセミナー

知識・スキル獲得の場として、採用力向上を目的とした事業者向けオンラインセミナーをライブ配信で開催する。また、ライブ配信研修を編集したアーカイブ動画を作成し、公開する。

ア 開催時期

3(3)採用支援事業までに1回以上開催すること。開催時間は対象者が参加しやすい時間帯とすること。

イ 参加対象者

札幌市内の介護施設及び介護事業所で、ライブ配信については、合計40事業者以上の参加定員とする。申込み多数の場合は、過去セミナー未受講の事業者を優先すること。

なお、アーカイブ配信については、参加対象者にさっぽろ連携中枢都市圏内の介護施設及び介護事業所を追加すること。

ウ 広報活動

参加事業者募集のため、必要に応じ、札幌市と協議の上で印刷物等の作成及び配布を行うものとする。

印刷物等の内容・デザインについては、事前に札幌市と協議を行い、了承を得るものとする。

チラシデータ納品はPDFファイルにて、セミナー開催30日前までとする。

エ 内容及び実施について

オンラインセミナーの内容は、事業所の採用力向上に資する具体的な方策につ

いて紹介することに加え、実践の場として設定する3(3)に活用できる手法及び、外国人介護人材の確保に関する情報等を含むものとし、実施については、Zoom等の複数の参加事業者が同時に受講できるツールを利用し、一方通行ではなく双方向型のコミュニケーションを図ることができるセミナーを開催すること。

研修前のオリエンテーションや入室確認、研修中の進行確認や操作サポート等を行うこと。

オ アーカイブ動画の公開

ライブ配信したセミナーに適宜編集等を行い、視聴を希望する市内介護施設及び介護事業所に3か月間以上限定公開を行うこと。

(2) 市民向け啓発事業

介護職のすそ野の拡大を目的に、介護職の業務内容、労働環境・やりがい等、介護のしごとの魅力を正しく伝え、介護職のイメージアップや就労意欲の向上に寄与するイベントを1回以上開催する。

ア 参加対象者

現在介護職に就いていないが、介護のしごとに興味を持つもの。

イ 開催方法

対面形式または、オンライン形式とする。

ウ 内容及び実施について

無資格・未経験者でも行うことができる介護助手の業務内容紹介や就労に向けての不安を払拭できるセミナー等イベントを最低1回以上行うこととし、内容や回数については委託者からの提案内容をもとに、札幌市と協議の上実施する。

(3) 採用支援事業

3(1)で学んだ人材確保の手法を実践する場の創出及び、介護職のすそ野を広げることを目的として、参加事業者からの費用負担を前提とした採用支援の取組を企画し、実施すること。なお、実施形式は提案内容によるものとする。

また、対面式マッチング事業を行う場合、3(2)求職者向けイベントと一体化して行い、求職者向けイベントに参加した求職者と企業とのマッチングを促進するような取組が望ましい。

ア 実施時期

3(1)介護事業者採用力向上オンラインセミナー及び3(2)求職者向けイベント開催後から令和7年2月末日までの間で実施する。

イ 参加対象者

3(1)の参加事業者のうち希望する事業者が参加できる定員設定とすること。なお、参加事業者数を限定しての提案も可とする。

参加事業者に対し、事前に参加決定案内を送付することとする。

ウ 参加費用

費用は、参加事業者が負担する。事業者からの拠出により、通常支払う費用よりも安価な金額となるよう事業設計することが望ましいが、最終的には提案内容

をもとに札幌市との協議により決定すること。なお、費用の支払いを受ける場合、その収納は受託事業者の責任において行うものとし、本市は収納の仲介を行わない。

エ 広報活動

事業周知のため、ホームページの情報掲載や印刷物の作成・配布等の広報を行うものとする。

内容・広報物のデザインは事前に札幌市と協議を行い、了承を得るものとする。開催日の60日前までには原案提示し、45日前までに決定する。

また、印刷については札幌市と協議の上決定すること。

参加者数目標を明示し、それを達成するために効果的な広報を具体的に提案すること。

なお、広報活動は3(2)求職者向けイベントの広報活動と合わせて行うことを可能とする。

オ その他

提案する採用支援事業は、現在事業を行っている求人媒体や過去に札幌市で実施した合同就職説明会等、地域による採用実績を多く有する事業とすること。

(4) 介護人材定着化研修

介護保険事業所の労働環境向上や業務に役立つ知識等の研修を実施する。

下記を踏まえ、各研修の実施内容について詳細を提案すること。

ア 研修名・内容等

(ア) 職員定着・育成研修（必須）

労務管理やワーク・ライフ・バランス、人材育成、事業所における情報共有に関する基礎知識を習得することにより、職員が働きやすく定着しやすい職場環境の整備を図る。（雇用管理責任者・リーダー向け）

(イ) 介護現場におけるクレーム対応・ハラスメント対策研修（必須）

ハラスメント対策について必要な知識を身に付けるほか、介護現場における利用者やその家族から受けるハラスメントの具体的対策、利用者等からのクレームに適切に対応するためのスキルを身に付けることによって、職員が感じる負担の軽減を図る。

(ウ) 上記以外の内容の研修

介護現場の職場環境の改善や従業者の資質向上に役立つ研修内容で実施可能なものがあれば、受託者からの提案をもとに、札幌市と協議の上決める。ただし、介護現場の生産性向上や業務効率化に関する内容は除外する。

イ 留意事項

(ア) 開催形式

ライブ配信でのオンライン研修にて実施すること。また、ライブ配信したセミナーに適宜編集等を行い、視聴を希望する者に3か月間以上限定配信を行うこと。ライブ配信の実施は、Z o o m等を利用し、一方通行ではなく双方

向型のコミュニケーションを図ることができる研修を開催すること。スムーズな運営を行うため、参加者のサポートや進行補佐を務めるスタッフの配置や研修前のオリエンテーション、入室確認、研修中の進行確認や操作サポート等を行うこと。

なお、ライブ配信は、対象者がより参加し易い午後開催とすること。

(イ) 開催時期

ライブ配信は令和6年12月末日までに1回以上開催とすること。

(ウ) 研修時間

1.5時間程度を目安とすること。アーカイブ配信は、20分程度を上限とした項目毎に視聴できるように工夫すること。

(エ) 対象参加者

札幌市内の介護施設及び介護事業所で従事する者。ライブ配信は各研修1回あたり30名以上の参加定員とすること。

なお、アーカイブ配信については、参加対象者にさっぽろ連携中枢都市圏内の介護施設及び介護事業所を追加すること。

(オ) その他

可能な限り一般的・汎用的な知識のみに留まることなく、介護現場の状況等も反映した研修内容となるよう心掛けること。また、職場での活用がイメージできるよう具体的な事例を紹介するように努めること。

ウ 広報活動

周知物には札幌市が主催する事業であること、受講は無料であること、開催形式や開催日等を明記すること。また、内容・デザインは、事前に札幌市と協議を行い、了承を得ること。

周知物のデータ納品はPDFファイルにて、ライブ研修開催30日前までとする。

(5) その他

ア 付帯業務

3(1)～(4)の業務実施に係る募集に関する業務、参加者からの申込受付、出席状況の管理、使用機材・会場の選定、講師の選定・調整、講師謝礼の支払いなど一切の業務について受託者が行うものとする。

参加者からの申込受付については、募集開始後から月1回を目途に申込み状況を札幌市へ報告すること。また、各事業開催後3営業日以内に参加者数を報告すること。

イ 記録及び報告

各業務終了後、事業の効果測定等の参考とするため、参加者にアンケート調査を実施する(内容は札幌市と別途協議の上、決定する)。

また、各業務実施内容の写真付き報告記録を作成の上、アンケート調査結果、配布資料・研修資料等とともにA4版で製本し、1部納品及び電子データにより提出する。

なお、オンデマンド配信を行う場合、一定の参加者の属性・視聴数等を把握し、

提出する報告書に記載すること。

4 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にし、疑義が生じた場合は委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本事業により得られたデータ及び成果品は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本事業の実施に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (5) 受託者は、本事業実施に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）を遵守すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、安全確保の観点から、本事業を中止または延期する必要があることを留意すること。なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議の上、これを決定する。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。

5 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導係 【担当】廣瀬、小林
電話 (011) 211-2972 FAX (011) 218-5117